

国民健康保険からのお知らせ

ジェネリック医薬品の差額通知をお送りします！

小郡市は、今年1月から、小郡市国民健康保険の加入者で、現在服薬中のお薬をジェネリック医薬品に切り替えることで毎月のお薬代が安くなると思われる方に対し、お知らせのお手紙(差額通知)をお送りします。

ジェネリック医薬品って何なの？

ジェネリック医薬品とは、先に開発された薬(先発医薬品)の特許期間が終了した後に、他のメーカーが同じ有効成分・同じ効き目の薬として申請し、国が承認した医薬品です。

先発医薬品と何が違うの？

ジェネリック医薬品は、開発に必要な期間を大幅に抑えることができるために、平均的に先発医薬品よりも安くなっています。そのため、切り替えることで薬代の負担が減る場合もあります。

品質や安全性に問題はないの？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様に薬事法に基づいた審査をクリアしています。効き目だけでなく安全性においても同等であることが確認されているのです。

差額通知は、薬代についての情報提供としてお送りするものです。**決してジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。**切り替えは、あくまで本人の希望に沿って、**必ず医師や薬剤師と相談のうえ**行ってください。

国民健康保険への加入・脱退には窓口での手続きが必要です！

国民健康保険を新しく加入・脱退される場合には、お住まいの市町村の窓口での手続きが必要です。お勤め先では手続きは行われませんので、ご注意ください！

国保に加入される場合は…

◎退職などで国保に加入される際に必要なもの

- ・ 社会保険の資格喪失証明書
※被扶養者がおらず、本人のみ加入の場合は離職票も可
- ・ 印鑑（認印）
- ・ 免許証など窓口にお越しの方の本人確認ができるもの

任意継続との比較はお済みですか？

同一の社会保険に継続して2か月以上ご加入されていた方は、ご加入中の社会保険を引き続き継続できる制度があります（原則2年間）。

社会保険の任意継続と国民健康保険では、保険料（税）の算定方法が異なります。

◎任意継続の社会保険料

退職時の標準報酬月額に応じて決まり、保険料は原則2年間変わりません。また「被扶養者」に認定された家族の保険料はかかりません。

◎国民健康保険税（小郡市）

加入者数と加入者の前年所得額に応じて決まります。「被扶養者」制度がなく、加入者全員が税の算定対象となります。

国保を脱退される場合は…

◎就職などで国保を脱退される際に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 新しい社会保険証
- ・ 印鑑（認印）
- ・ 免許証など窓口にお越しの方の本人確認ができるもの

ご家族を「被扶養者」にできる場合があります！

社会保険（任意継続含む）に加入される場合、家族を本人の「被扶養者」として同じ社会保険に加入させられる場合があります。被扶養者の有無は、社会保険料に直接は影響しません。

「被扶養者」に認定されるためには、社会保険加入者本人との続柄、世帯構成や収入状況など、一定の条件を満たす必要があります。

国保の加入・脱退手続きについては市役所へ、社会保険の任意継続制度・被扶養者認定については、お勤め先かご加入中の社会保険にお尋ねください。